

Oslaw News Letter

vol.80

2026年7月31日発行

目次

Contents

- 巻頭論文 医薬品延長特許の効力範囲について近年の裁判例からの分析 弁理士 大栗 由美 1
- 商標 News 飲食店内で提供される日本酒の商標が商品商標の侵害と認められた 弁理士 中村 仁 6
- 海外 News NFTと米国商標法 ―Yuga Labs v. Ripps事件― 弁理士 井出 麻衣子 7
- 特許入門 弁理士 野本 裕史 9
- 判例紹介 11

論文

Thesis

医薬品延長特許の効力範囲について 近年の裁判例からの分析

弁理士 大栗 由美

1 はじめに

医薬品分野においては、発明が完成し特許権を取得したとしても、直ちにその発明を実施することはできない。すなわち、医薬品の製造販売には承認取得が必要であり、そのためには臨床試験等を通じて安全性及び有効性を確認しなければならない。このため、特許出願から20年という通常の特許権存続期間のみでは、研究開発に要した投資を十分に回収できない場合がある。

特許権の存続期間延長登録制度は、特許法第67条第4項に規定される政令で定める処分を受けることが必要であったために特許発明の実施をすることができなかった期間について、その回復を図る制度である。他方で、延長登録により付与される特許権の効力の範囲や延長期間については、特許権者の保護と第三者の事業活動との適切な均衡を図る必要がある。そのため、延長登録の可否及び延長後特許権の効力範囲については、裁判例を通じて一定の解釈が形成されてきている。

近年の特許権侵害訴訟においては、承認された医薬品の「成分、

分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定される「物」と後発品との相違点を抽出し、その相違点を考慮しても後発品が承認された医薬品と実質同一といえるか否かが争点となる事例が多くみられる。しかし、実質同一性の判断に当たって考慮される事情は事案ごとに異なり、一定の基準に加えて、個別の事情を踏まえた判断がなされている。したがって、延長後特許権の権利範囲を検討するに当たって、これらの相違点が、先行する政令処分の内容、明細書等の記載、さらには後発医薬品の開発経緯等を踏まえてどのように評価される傾向があるのかを分析することは、延長後特許権の効力範囲を把握する上で有用であるのみならず、延長後においても適切な権利保護を可能とする明細書の作成実務に対して一定の示唆を与えるものと考えられる。

本稿では、近年の延長特許の侵害の有無が争われた3つの裁判例についての概要とこれらの裁判例から、延長特許の権利範囲の判断と明細書等の記載内容との関係について検討する。

2 医薬品延長特許に関する近年の裁判例

2-1 大阪地裁令和8年3月3日判決・令和7年（ワ）第10786号、第10790号（アミティーザ事件）（11頁の判例紹介も参照）

（1）本件の経緯

特許第4889219号（本件特許1）および特許第4332353号（本件特許2）についての専用実施権者が、被告に対し、存続期間の延長登録を受けた本件各特許権の効力が被告による被告製品の生産譲渡等に及ぶとして、特許法100条1項及び2項に基づき被告成品について差止、廃棄等を求めた事案である。

なお、被告は本件特許1及び本件特許2の延長登録について無効審判を請求していたが、その不成立審決に対する審決取消訴訟において審決は維持されている（知財高裁令和8年4月9日判決（令和7年（行ケ）第10059号、令和7年（行ケ）第10064号）。

以下、本件特許1の請求項1（本件特許1-1）についてののみ記載する。

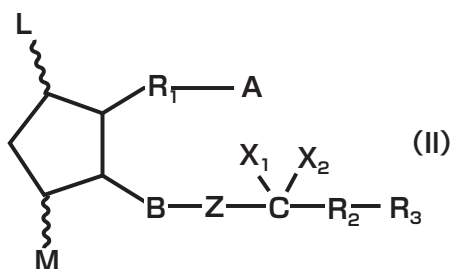
（2）発明の内容

本件特許1-1に係る発明（本件発明1-1）

【請求項1】

下記一般式（I I）で示される化合物5を含む、哺乳類対象における機能性胃腸疾患による腹部不快感の処置のための医薬組成物：

【化1】



[式中（記号定義は略）]。

（3）延長登録と処分の対象

	延長登録1-1	延長登録1-2	延長登録2-1	延長登録2-2
延長の期間	6月6日 令和6年 7月2日まで	5年 令和10年 12月26日まで	3年2月 令和7年4月 28日まで	5年 令和9年4月 26日まで
処分	薬事法14条1項に規定する医薬品に係る同項の承認			
販売名	アミティーザ カプセル 24μg	アミティーザ カプセル 12μg	アミティーザ カプセル 24μg	アミティーザ カプセル 12μg
有効成分または一般名	ルビプロストン			
用途	慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）			

（4）被告製品

	被告製品
製品名	ルビプロストンカプセル24μg「サワイ」
有効成分	ルビプロストン
用途	慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）の改善
製造販売承認申請	令和5年2月24日

（5）争点（枠で囲んだ争点のみ概要を示す。以下同じ。）

争点1 被告製品の本件各発明1及び同2の技術的範囲への属否

争点2 令和元年10月16日に登録された本件特許権1の存続期間の延長登録（本件延長登録1-2）及び令和元年10月23日に登録された本件特許権2の存続期間の延長登録（本件延長登録2-2）により存続期間が延長された本件特許権1及び同2の効力は被告製品の生産・譲渡等に及ぶか

争点3 本件延長登録1-2及び同2-2の無効理由の有無

争点4 差止め等の必要性

（6）本判決（争点2について）

本判決では、医薬品に係る同一の特許権について、複数の政令処分を理由とする延長登録がされている場合、後行する延長登録された特許権の効力範囲は、一定の広がりをも有するものではあるが、特許権者と第三者との衡平、第三者の予期を期待できるか否か、特許権の効力を及ぼす実質的正当性等の観点から、少なくとも、先行する延長登録の理由となった政令処分の対象の物と成分、分量、用法、用量、効能及び効果として同一の物は、後行する延長登録の理由となった政令処分の対象とする物と実質同一ではなく、後行する延長特許権の効力が及ばないものと解されるべきとした。

上記を踏まえ、裁判所は本件について（i）（ii）について検討した上で判示している：

（i）分量を24μgとする被告製品が、分量の異なる12μg処分の対象となった物である原告製品12μgと同一であるとして特許権の効力が及ぶか否かについて

本件12μg処分の対象となった原告製品12μgと被告製品は、分量が12μgと24μgという違いはあるが、成分、用法、用量、効能及び効果は同一である上、本件各発明1の内容に照らせば、分量の差異が技術的特徴や作用効果に違いをもたらすとはいえないと考えられるとして、僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異と見る余地があるとした。（なお、原告は、オキサリプラチン事件知財高裁平成29年1月20日判決・平成28年（ネ）第10046号の実質同一に含まれる4つの類型¹のうち、類型④の「分量」は異なるけれども「用法、用量」も併せてみれば、同一であると認められる場合に当たることを主張している。）

（ii）24μg処分を理由とする本件延長登録1-1の延長期間は既に終了している中で、分量を24μgとする被告製品に対し、12μg処分を理由として延長登録された本件特許権1の効力が及ぶのか否かについて

被告製品は、先行する本件延長登録1-1の理由である本件24 μ g処分の対象となった原告製品24 μ gと成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一の物であり、上記延長登録に係る延長期間は既に終了している。後行する本件延長登録1-2によって存続期間を延長された本件特許1の効力は、その延長登録の理由となった本件12 μ g処分の対象である原告製品12 μ gと分量のみを異にする医薬品を実質同一の範囲に含むものとまではいえるが、原告製品24 μ gとの同一の物であることにより、被告製品は原告製品12 μ gと実質同一ではなく、その生産・譲渡等にまで効力は及ばないというべきであるとし、本件特許1および2の効力が被告製品に及ばない旨判示した。

(7) 小括

本判決は、分量の12 μ gと24 μ gという違いについて、「僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異」と見ることに肯定的でありながら、特許権者と第三者の衡平に着目し、後行する延長登録によって存続期間が延長された特許権の効力範囲について、先行する延長登録との整合性を考慮して解釈しなければ、延長登録制度全体の趣旨を損ねることから、少なくとも、先行する政令処分の対象とする物と「同一の」被告製品については後行処分による対象とする物と実質同一ではなく延長特許の効力が及ばないと判断した。

本判決で、分量の差異が「僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異」と判断されたことは、特許権者に有利な判断であった。明細書中にも分量の違いによる技術的意義について特段の記載がないからではあるが、もし分量による技術的意義の記載があった場合には（その技術的意義の程度にもよるとは思うが）、分量の違いについての解釈の段階で実質同一ではないと判断されていた可能性もあるだろうと考えられる。

2-2 知財高裁令和7年5月27日判決・令和3年（ネ）第10037号（レミッチ事件）

(1) 本件の経緯

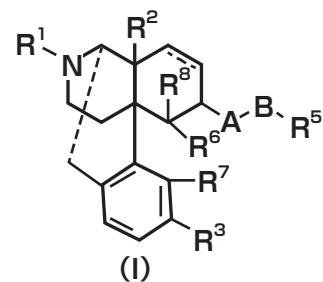
特許第3531170号（本件特許権）の特許権者である原告が、本件特許権の存続期間が延長されたこと（出願番号2017-700154（本件延長登録））を前提に、独占的通常実施権者の損害賠償請求権の譲渡を受けて、民法709条、特許法102条に基づき損害賠償請求した事案である。

原審では、本件発明の構成要件である「有効成分」について、本件発明は「ナルフラフィン（フリー体）」を有効成分とするのに対し、被告製剤は「ナルフラフィン塩酸塩」を有効成分とするものであり、本件発明の構成要件を充足しないこと、また出願経過等から、均等論の適用もないとして、原告の請求を棄却した。

(2) 発明の内容

【請求項1】

下記一般式（I）



〔式中（記号定義は略）〕で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤。

(3) 延長登録と処分の対象

	原告製剤	被告製剤（効能追加後）	
		処方変更前	処方変更後
販売名	レミッチOD錠 2.5 μ g	ナルフラフィン塩酸塩OD錠 2.5 μ g「サワイ」 ナルフラフィン塩酸塩OD錠 2.5 μ g「フソー」	
1錠中の有効成分	ナルフラフィン塩酸塩 2.5 μ g (ナルフラフィンとして 2.32 μ g)	同一	
添加剤	(略)	異なる	異なる (原告製剤、処方変更前被告製剤のいずれとも異なる)

(4) 争点（以下侵害論の争点のみについて言及する）

争点1 被告製剤は本件発明の技術的範囲に属するか

争点2 被告製剤は本件発明に記載された構成と均等なものか

争点3（欠番）

争点4 本件延長登録等により存続期間が延長された本件特許権の効力は被告製剤の製造販売等に及ぶか

争点5 本件延長登録等は、無効にされるべきことからの原告による本件特許権の行使は権利濫用の当否

争点6 本件延長登録等は、延長期間が本件発明の実施をすることができなかった期間を超えており無効にされるべきものか

争点7 先使用権の存否

(5) 本判決（争点1、2、4、6について）

・争点1および2について

本判決は、技術常識と明細書において化合物と酸付加塩の形態が厳密に区別されていないこと等から、「有効成分」は、体内（血中）

〈脚 注〉

¹ 政令処分では成分、用法、用量、効能及び効果によって特定された物と対象製品が「実質同一」に含まれる4つの類型

① 医薬品の有効成分のみを特徴とする特許発明に関する延長登録された特許発明において、有効成分ではない「成分」に関して、対象製品が、政令処分申請時における周知・慣用技術に基づき、一部において異なる成分を付加、転換等している場合

② 公知の有効成分に係る医薬品の安定性ないし剤型等に関する特許発明において、対象製品が政令処分申請時における周知・慣用技術に基づき、一部において異なる成分を付加、転換等しているような場合で、特許発明の内容に照らして、両者の間で、その技術的特徴及び作用効果の同一性があると認められる場合

③ 政令処分では特定された「分量」ないし「用法、用量」に関し、数量的に意味のない程度の差異しかない場合

④ 政令処分では特定された「分量」は異なるけれども、「用法、用量」も併せてみれば、同一であると認められる場合

（なお、オキサリプラチン事件知財高裁判決は、類型②の特許発明に該当するとして上で、明細書等の記載から、僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異ではないと判示している。）

で溶出し作用する物質であること、本件発明の目的は止痒作用が極めて速くて強いオピオイドκ受容体作動薬及びこれを含んでなる止痒剤を提供することにあることを認定している。そして、本件特許の出願経過において、原告が「またはその薬理学的に許容される酸付加塩」の文言を欠落させたことについて、意見書に説明がないこと等から、「κ受容体作動性化合物の薬理学的に許容される酸付加塩」の形態がκ受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤の実施形態の一つであることを容易に理解できるとし、被告製剤は、本件延長登録出願に係る特許権の請求項1に係る本件発明1の技術的範囲に属する(争点1)と判断し、均等論については判断を要しない(争点2)と結論付けている。

・争点4について

本判決は、原告と被告の両製剤を比較して、いずれも、一般式(Ⅰ)で表されるκ受容体作動性化合物であるナルフラフィン¹を有効成分とする止痒剤であり、「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」において有効成分を除く添加剤の限度で成分が異なるにすぎないとし、添加剤の相違点については本件明細書の記載と被告製剤の開発経過を参照して、「添加剤が薬理作用を示さず、有効成分の治療効果を妨げない」以外の技術的意義を持たないと判断し、被告製剤は、本件処分等の対象となった原告製剤と実質同一なものに該当すると判示した。

・争点6について

本判決は、本件延長登録において、先行処分(軟カプセル剤)の試験期間を「特許発明の実施をすることができなかった期間」に算入することについて、レミッチカプセルに関する試験等は、当初からOD錠の承認を求める場合には、当然に必要とされていたはずのものであるから、これらの先行処分に係る既承認医薬品の試験期間を算入することが不合理ではないとした。また、医薬品における前記期間は、薬機法に基づく当該医薬品の承認手続の内容、承認による禁止解除の範囲についての解釈を踏まえ、個別に判断されるとし、本件では、OD錠である原告製剤を製造販売等するためには、本件処分等により禁止解除を得る必要があり、前記試験が「承認を受けるのに必要な試験」であったと認められるとし、本件延長登録等によって延長された期間が、前記政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかった期間を超えるものと認めることはできないと判断した。

(6) 小括

本判決では、「有効成分」についての判断は、技術常識、明細書の記載、および出願経過を基になされており、明細書の記載については、「化合物と酸付加塩の形態が厳密に区別されていない」ことから、結論として技術常識に基づいて判断されている。明細書において用語の使い方は一義的であるべきだとは思いますが、整合していなかったことによって技術常識に基づいて解釈され、結果的により実地的な判断になったように見える。有効成分という用語は政令処分においても使用され、製剤中に含まれる化合物の形態に合わせて、塩や水和物の形態で記載される。本件処分では塩酸塩の形態で記載されており、本判決における請求項における「有効成分」の解釈は本件処分とは異なるものとなり、紛らわしくも感じるが、発明の内

容と政令処分で意味するところが異なったように、用語の意味するところが使用する場面で一致するとは限らないことから、意図する発明の権利化を確実にするためには、出願時に明細書に記載しておくべきである。一方、本件明細書では、用語の使い方は必ずしも適切でないが、治療対象となる疾患として、具体的な皮膚疾患の他に腎透析を含む臓器疾患が記載されており、さらに実施例には、ナルフラフィンがκ受容体作動薬であることを示すデータ、およびナルフラフィン塩酸塩を用いたヒトでの止痒作用を示すデータ、マウスでの止痒作用を示すデータ等が記載されていることから、発明の本質を総合的に理解でき、判決の内容と整合しているように見える。したがって、用語の定義の記載や使い方に加えて、明細書においてin vivo等の薬理データを示す実施例を充実させることも、より実地的な判断を得るためには重要であると考えられる。

2-3 東京地裁令和7年5月15日判決・令和5(ワ)

第70527号、令和6年(ワ)第70016号(スプリセル事件)

(1) 本件の経緯

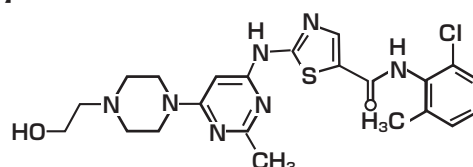
被告は特許第3989175号(本件特許)の特許権者であり、延長後の本件特許権の効力が原告による原告製品の生産等に及ぶとして、被告に対し損害賠償を求めた事案である。

(2) 発明の内容

【請求項9】

下式

【化3】



の化合物またはその塩。

(3) 被告製品(スプリセル錠)と原告製品の比較

	被告製品	原告製品
一般名	ダサチニブ水和物	ダサチニブ
販売名	スプリセル錠	ダサチニブ錠(サワイ)
有効成分	ダサチニブ水和物	ダサチニブ
添加剤	PEG400 その他は同一	カルナウバロウ その他は同一
効能又は効果	・慢性骨髄性白血病 ・再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病	同一
用法用量	(略)	同一

(4) 争点

争点1 延長登録された本件特許権の効力と原告製品

争点2 本件各延長登録の無効理由の有無

争点3 被告の損害

(5) 本判決（争点1について）

本判決は、まず、存続期間が延長された特許権の効力の範囲について、実質同一の範囲を検討するにあたり、僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異かどうかは、特許発明の内容（脚注1. 参照）に基づき、その内容との関連で、「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定された「物」と対象製品との技術的特徴及び作用効果の同一性を比較検討して、当業者の技術的常識を踏まえて判断すべきとしている。

その上で本判決は、本特許発明は「医薬品の有効成分のみを特徴とする特許発明」と解される（脚注1. の類型①参照）と認定した上で、対象製品が有効成分ではない「成分」について周知・慣用技術に基づき、一部において異なる成分を付加、転換等しているような場合には実質同一と解すべきとしている。そして本件における原告製品（後発品）は、有効成分の違いに起因する課題を踏まえ、無水物においてはPEG400よりも良好な安定性を示すヒドロキシプロピルセルロース（HPC）を用いること、無水物は水和物よりも光安定性が低いため酸化チタンの含有量を増やし、それに伴い低下した錠剤の滑り性改善のためにカルナウバロウを添加する等の添加剤の付加ないし転換を行い、最終的に被告製品（先発品）の有効成分以外の成分PEG400を添加せずにカルナウバロウを添加していることについて、原告が自己の技術等に基づき、原告製品の溶出挙動をスプリセル錠の溶出挙動に近付け、スプリセル錠との生物学的同等性を得るために行ったものであるとして原告製品が実質同一に含まれないと判断した。さらに本判決は、本件明細書には、生物活性に関する具体的なデータが開示されていないことやスプリセル錠及び原告製品の効能・効果である「慢性骨髄性白血病」及び「再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病」は明示的には示されていないこと、添加成分等については具体的な医薬品の構成は開示されていないことを指摘し、ダサチニブ水和物とダサチニブ無水物という差異が医薬品としての効能に影響しないことにより、スプリセル錠と原告製品とが実質同一なものとみることがは必ずしもできないとして、延長した特許権の効力が原告製品の製造等に及ばないと判示した。

(6) 小括

本判決では、スプリセル錠の処分対象の被告製品と原告製品とは、有効成分が水和物と無水物であり、性質に異なる点があるため、原告が溶出試験の結果を基に生物学的同等性が認められるように自己の技術等に基づいて技術的意義を有するものとしたと認定されたため実質同一に当たらないと判断された。一方で被告明細書に生物活性に関するデータがないことや具体的な対象疾患（効能・効果）が記載されていないことが指摘されている。

本件明細書を見ると、実施例には化合物の合成や化合物自体の測定データは記載されているが、医薬品としての有用性を示す具体的なデータは全く記載されていない。実際、本件発明は「化合物またはその塩」の発明であって、医薬組成物とはなっていない。本判決では、主に原告による試験の技術的意義を認めて実質同一ではない

と認めたように見えるが、もし明細書に生物活性に関するデータが記載されていた場合、さらには本件処分の効能効果に当たる疾患名が記載されていた場合には判断が違った可能性もあるのではないかと考えられる。

3 まとめ

アミティーザ事件大阪地裁判決では、分量の差異が「僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異」と見る余地があることは否定できないとした上で、処分が複数ある場合に、被告製品が先行処分の対象とする物と「同一」である場合には、後行処分により延長された特許権の効力が及ばないことが明確にされた。本件は明細書の記載というよりは、対象製品が先行処分の対象と同一であったことが判断を左右した事案であるが、分量の差異に関する判断については、その差異に係る技術的意義を明細書や各種試験結果から認定することができなかった点が重視されたものと考えられる。このことは、延長特許権の効力範囲との関係では、明細書の記載の有無が事案に応じて有利にも不利にも判断され得ることを示すものといえる。

レミッチ事件知財高裁判決とスプリセル事件東京地裁判決における明細書の記載を比較してみると、レミッチ事件では、明細書にナルフラフィンが κ 受容体作動薬であることや対象疾患として腎透析を含む内臓疾患が記載され、実施例では κ 受容体作動薬であることを示すデータや、ナルフラフィンはフリー体も塩も止痒作用があることがin vivoで実証されているのに対し、スプリセル事件では、明細書にはダサチニブを含む化合物をチロシンキナーゼ阻害剤として文言上記載しているのみで、薬理データを全く開示しておらず、また対象疾患として、スプリセル錠及び原告製品の効能・効果である「慢性骨髄性白血病」及び「再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病」についても、具体的な記載は見当たらない。両判決は、主に、夫々請求項の「有効成分」という用語の技術常識からの解釈、処分の対象となった有効成分と原告製品の有効成分との差異に関して原告が自己の技術的知見に基づいて添加剤の付加又は成分の転換を行ったことに着目して判断されたものと理解できる。一方、発明を裏付ける明細書の記載をみると、両判決の結論は、その記載の充実度とも一定の整合性を有しているようにもみえる。レミッチ事件では実施例において薬理データが十分に開示されている一方、スプリセル事件では薬理データが全く開示されていない。これらは両極端な事例であり、どの程度の記載があれば保護範囲の解釈に影響を及ぼすのかはなお明らかではない。しかし、延長後特許の権利範囲においてより有利な判断を得るためには、実施例において発明の技術的意義や作用効果を裏付ける薬理データを十分に記載しておくことが有効であると考えられる。

本稿では、近年の裁判例について、事案ごとの状況と裁判所の判断について筆者なりに整理を試みた。十分な検討には至らない点もあるが、医薬品関連の特許における延長登録や権利行使を見据えた明細書の作成や延長登録出願をする際、そして今後蓄積される裁判例を検討する際の一助となれば幸いである。

飲食店内で提供される日本酒の商標が 商品商標の侵害と認められた

弁理士 中村 仁

1. はじめに

商標の世界で「すしざんまい」といえば、外国で提供する役務に使用する商標を日本向けウェブサイトを使用する行為を日本の商標権侵害と認めた判決¹や、登録商標「ざんまい」を無効とした判決²を思い浮かべる方が多いかもしれません。今回、「すしざんまい」に関連して、別な興味深い論点を有する商標権侵害事件の判決³が出たので、ポイントを絞って紹介します。

2. 事案の概要

「すしざんまい」の店舗で提供するオリジナル日本酒「喜び」の販売が、33類「日本酒」を指定する登録商標「よろこび」（商標登録第889339号、第4938994号）及び「よろこび／喜」（商標登録第5095211号）の商標権を侵害するかが争われた事案です。判決は、被告製品の製造者及び販売者に共同不法行為が成立するとし、被告製品の差し止め、連帯して3127万8308円の損害賠償の支払いを命じました。

3. 判決要旨

(1) 類似性

「『よろこび』の漢字による表記が『喜び』であることは常識に属することであって、観念及び称呼は共通する。」「被告製品が、喜代村の『喜』に由来するものと連想する可能性がないとまでいえないが、そのような連想が取引上常に想定されるとはいえず、本件商標と観念が共通することが左右されるものではない。」「『よろこび』ないし『喜（よろこび）』との表現を日本酒（指定商品）の商品名とすることがありふれているとも評価できず、需要者にとって、通常の識別力を有することに疑いはない。」などを理由として、「本件商標と被告標章とが日本酒に使用された場合には、その出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるから、被告標章は本件商標と類似する。」と判断しました。

(2) 共同不法行為

被告製品製造者は、販売者から依頼を受けて、被告標章を含む商品ラベルを付した被告製品を製造し、酒屋を介して販売者に納入し、販売者は、製造者から、酒屋を介して被告製品の納入を受け、「すしざんまい」において、メニューに被告標章を付して、来店客に被告製品を提供していたのであり、被告らは、共同して

本件各商標権を侵害する行為を行っていたものと認められるから、被告らには共同不法行為（民法709条、719条1項前段）が成立すると判断しました。

4. コメント

本判決をニュースで知った時には、「すしざんまい」店舗で日本酒を提供する役務（43類 飲食物の提供）についての商標「喜び」の使用が、商品（33類 日本酒）についての登録商標「よろこび」の商標権侵害と認められた、つまり、役務（飲食物の提供）と商品（日本酒）の類似を認めた商標権侵害事件であると思っていました。最近、役務と商品の類似を認める判決⁴が出ているためかもしれません。しかし、本判決は、「すしざんまい」店舗で提供される日本酒の商標を商品（日本酒）についての商標使用と判断しており、興味深い事例です。

通常、飲食店で提供される飲食物の名称（メニュー名）は、43類「飲食物の提供」についての商標の使用であると理解されています⁵。しかし、本判決では、「被告喜代村は、損害論の審理開始後に指定商品の類否を問題とするが、これまでに説示したとおり、指定商品である日本酒に標章を付して使用しているとの事実は明らかであるから、被告らによる被告各標章の使用行為が原告の本件各商標権を侵害するとの結論は何ら左右されない」と判示しています。本裁判の中で商品と役務の類否の主張はほとんどされていないので、定かではないのですが、本件においては、日本酒「喜び」は「すしざんまい」店舗で提供されるメニューの一つではあるが、オリジナル商品であり、製造者から納品され商標が付された瓶のまま（又は瓶に小分けして）販売されているため、商品（日本酒）の販売と認められたのではないかと考えます。また、本件では製造者と販売者の共同不法行為を認めているので、「製造→納品→店舗での販売」という一連の行為をまとめて侵害行為としてとらえており、飲食店での提供は、商品を販売しているのではなく、役務についての商標使用に当たるという切り分けをしていないようにも思われます。

本件は OEM 製造という事情があるので、このように判断されたのかもかもしれません。一般的に、飲食店で瓶のまま提供される日本酒に付された商標が、役務商標ではなく、商品商標と認められるのが良いのかどうかは分かりません。しかし、飲食店などにおいて、オリジナル商品などの商標ケア（43類だけでなく商品についても調査及び出願）の必要性が高まったといえるかもしれません。

〈脚 注〉

¹ 知財高裁令和6年10月30日判決（令和6年（ネ）第10031号）

² 知財高裁令和3年4月14日判決（令和2年（行ケ）第10107号）

³ 大阪地裁令和8年5月28日判決（令和6年（ワ）第12150号）

⁴ 例えば、知財高裁令和6年11月11日判決（令和6年（行ケ）第10028号）、知財高裁令和7年12月1日判決（令和5年（行ケ）第10087号）など

⁵ 「皇朝」事件（東京地裁平成28年2月26日判決（平成26年（ワ）第11616号））では、レストランのメニューに記載された「皇朝小籠包」は飲食物の提供についての商標「皇朝」の使用であると認められた。

NFTと米国商標法 —Yuga Labs v. Ripps 事件—

弁理士 井出 麻衣子

1. はじめに

NFT (Non-Fungible Token : 非代替性トークン) とは、経済産業省経済産業政策局商務情報政策局商務・サービスグループ「事務局説明資料 (デジタル時代の規制・制度のあり方について)」（産業構造審議会 第4回経済産業政策新機軸部会 (2022年2月16日) 資料5) によれば、「『偽造・改ざん不能のデジタルデータ』であり、ブロックチェーン上でデジタルデータに唯一性を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を有するもの」と定義されている。

近年、NFT市場の急拡大に伴い、NFTを利用したマーケティングやコンテンツを巡る知的財産紛争が増加している。

米国においては、NFTに関連する事件として、Nike, Inc. v. StockX LLC 事件においては、被告であるスニーカー二次流通大手の StockX の倉庫に保管されている実際の Nike のスニーカーと紐づけられ、NFTの権利がそのアイテムの所有権者が誰かを証明する「Vault NFT」に Nike のロゴを使用した点について、NFTが独立の商品として流通するのか、それともデジタル引換券かが争点となったが、ニューヨーク南部連邦地裁で和解により終了した (No. 1:22-cv-00983)。加えて、Hermès International v. Rothschild 事件では、被告が販売する「バーキン」を模したデジタルアート NFT「MetaBirkins」が原告の保有する「BIRKIN」の文字商標及び「バーキン」の立体的なデザイン (トレードドレス) の商標権侵害に当たるかが争われ、ニューヨーク南部連邦地裁 2023年2月2日判決 (654 F.Supp.3d 268) では、芸術表現であり「表現の自由」 (憲法修正第1条) により保護されるとの被告による抗弁は認められなかった¹。

このような状況の中で、第9巡回区控訴裁判所は、Yuga Labs v. Ripps 事件において、2025年7月23日に、NFTに対する商標保護の在り方に関する重要な判断を示した。その

後、本件は差戻審における陪審審理に至ることなく、2026年4月に和解により終結した²。本稿では、当該控訴審判決を中心にその法的意義を検討する。

2. 事案の概要

原告 Yuga Labs, Inc. は、2021年に「Bored Ape Yacht Club (BAYC)」と呼ばれる NFT コレクションを立ち上げた。同コレクションは1万点の猿のイラスト画像から構成され、それぞれがブロックチェーン上の固有識別子 (Ape ID) と紐付けられている。購入者は画像の権利に加え、限定コミュニティやイベントへの参加権、関連商品の購入等を享受できる。BAYC は短期間のうちに、最も広く認知される NFT ブランドへと成長した。Yuga Labs 社は、「BORED APE YACHT CLUB」、「BAYC」及びロゴ等 (以下、「BAYC 商標」という) を未登録商標として使用していた。

これに対し、被告 Ryder Ripps 及び Jeremy Cahen は、2022年、「Ryder Ripps Bored Ape Yacht Club (RR/BAYC)」と称する NFT プロジェクトを開始した。同プロジェクトでは、BAYC と同一の画像及び Ape ID が利用され、NFT マーケットプレイス上で販売された。被告らは、その行為について「原告による差別的表現等を批判する風刺・批評活動」であると主張した。これに対し、原告は、ランダム法に基づく商標権侵害及びサイバースクワッティング (不正ドメイン名使用) 等を理由として提訴した。

3. 第一審判決

カリフォルニア中部地区連邦地裁は、2023年4月21日に、ランダム法に基づく商標権侵害、反サイバースクワッティング消費者保護法 (ACPA) に基づく違法なサイバースクワッティング及び被告らの DMCA 反訴については、略式判決で、被告

〈脚注〉

¹ 星野光秀「仮想空間に関する商品・役務の商標法上の取扱い—ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の状況」パテント78巻7号 (2025年) 111頁は、「本件においては、公衆による混同の防止という利益が表現の自由で保護される利益を上回る場合にのみ、問題となっているパロディ商標の使用に対してランダム法が適用されるという基準 (ロジャース・テスト) が適用されるところ、これは販売行為が①最小限度の芸術的関連性を有するものか、②出所又は内容につき明示的に誤導させるものではないかとの二要件により判断されるものである。」と説明している。

² Francisco Rodrigues, Yuga Labs settles Bored Ape NFT lawsuit, ending fight over alleged copycat tokens, CoinDesk (2026年4月9日)

らによるBAYC商標の使用は「混同を引き起こす可能性が高い」として原告の請求を認容して、被告らに対し約800万ドルを超える損害賠償等を命じた(2023 WL 3316748)。

- ・NFTはランハム法上の「商品」に該当する
- ・被告らの行為は、「被告らが原告の商品を説明するために原告の商標を使用した場合」に適用されるNominative fair use(指示的フェア・ユース)に該当しない³
- ・被告らの行為については、「表現の自由」(憲法修正第1条)の保護は及ばない

4. 第9巡回区控訴裁判所の判断

これに対し、被告らは控訴した。第9巡回区控訴裁判所は2025年7月23日、第一審判決を一部認め、一部を破棄し、差し戻した(144 F.4th 1137)。

(1) NFTは商標法上の「商品」である

被告らは、「NFTは単なるブロックチェーン上のデータ(コード)であり、実体のある物理的な製品ではないため、商標法上の『商品(Goods)』には該当しない」と主張した。

しかし控訴裁判所は、ランハム法が「あらゆる商品またはサービス」に使用される商標を保護対象としており、特定のカテゴリの商品・サービスを保護対象から除外してもいないこと(15 U.S.C. § 1127)を指摘し、被告らの主張を退けた。

さらに、原告NFTは商業取引の対象として積極的にマーケティングされ、実際、消費者はNFT専用のオンラインマーケットプレイスで、NFTを「商品」として購入している。そして、消費者は、原告NFTを、単なるアート作品のデジタル証書や認証手段以上のものと認識している。

さらに、これらのNFTは、会員限定イベント等への排他的アクセスを提供するメンバーシップパスとしても機能しているとして、原告のNFTはランハム法における「商品」に該当すると判断した。

(2) フェア・ユース及び表現の自由の抗弁

被告らは、自らの利用は指示的フェア・ユースに当たり、また憲法修正第1条により保護される表現活動であると主張した。

しかし控訴裁判所はこれを否定した。まず、指示的フェア・ユースが成立するためには、他人の商品等を指示する目的で必要最小限の範囲で商標を使用することが求められる。本件では、被告ら

はBAYC商標を自己の商品識別標識として利用していたため、この要件を満たさないとされた。

また、被告らによる自己の商品識別標識としての使用は、憲法修正第1条による保護の対象とはならないと判断した。

(3) 混同のおそれについては事実審理が必要

もっとも、控訴裁判所は、混同のおそれについては略式判決により直ちに認定することはできないと判断した。混同のおそれの有無は、いわゆるSleekcraftファクター⁴に基づく事実認定を要するところ、本件では、BAYC商標の強さや商品の近接性は原告に有利に働く一方、商標や販売経路の類似性等については十分に検討されているとはいえないことから、混同のおそれの有無に関する判断は陪審審理に委ねられるべきであるとした。

5. おわりに

本判決は、NFTをランハム法上の「商品」と位置付け、NFT関連ビジネスにも商標法上の保護が及ぶことを明確にした点で意義を有する。他方で、商標権侵害の成否については従来どおり混同のおそれの立証が必要であり、NFTであることのみを理由として特別な法理が適用されるものではないことも示した。

TMEP 1401.15(b)では、「NFT」は「固有のデジタル識別子」であって、NFTそれ自体は商品又は役務ではないと説明している。すなわち、「NFT」の語のみでは商品内容を特定することができず、"Downloadable image files of paintings authenticated by non-fungible tokens (NFTs)"のように、NFTによって認証される対象物を明示する必要があるとしている。他方、本件では、Yugaのアート作品と紐づいたNFTが市場において取引され、保有者に対して会員限定コミュニティへの参加等の価値を提供している実態を踏まえ、ランハム法上の「商品」に該当すると判示した。すなわち、いずれも「対象物と紐づいたNFT」を対象とするものであり、本判決は、NFTを技術的にはデジタル識別子と位置付けるTMEPの説明を否定するものではないと考える。

NFTに関する議論は、技術革新が法規制に先行する状況において、裁判所がどのように既存の法理を適用して規範的秩序を形成していくのかを示す重要なケーススタディとなるのではないだろうか。

〈脚 注〉

³ Nominative fair use(指示的フェア・ユース)に該当するかは「New Kidsテスト」の三要素により検討される。三要素がすべて満たされている場合には、商標権侵害とはならないとされる。①対象となる商品やサービスが、その商標を使わずには識別困難であること、②商品やサービスを識別するために、合理的に必要な範囲内でのみ商標を使用していること、③その使用が、商標権者による後援(sponsorship)や承認(endorsement)を示唆しないこと(New Kids on the Block v. News Am. Publ'g, Inc., 971 F.2d 302, 308 (9th Cir. 1992))

⁴ AMF, Inc. v. Sleekcraft Boats, 599 F.2d 341 (9th Cir. 1979)で判示された混同のおそれの有無に関する判断基準であり、(1) 標章の強さ、(2) 商品の近接性、(3) 標章の類似性、(4) 実際の混同の証拠、(5) 使用される販売経路、(6) 商品の種類と購入者が行う可能性のある注意の程度、(7) 標章を選択した被告の意図、(8) 商品ラインの拡大の可能性が考慮される。

弁理士 野本 裕史

Q. 宇宙空間に打ち上げて使用する装置を発明しました。日本で特許を取得できますか。

A. 宇宙空間で使用する装置であっても、特許法上の発明に該当し、新規性・進歩性などの特許要件を満たす限り、日本で特許を取得することは可能です。

もっとも、宇宙空間は特定の国家の領域に属しないため、宇宙空間における発明の実施に対して日本の特許権を行使できるかについては、必ずしも明確ではありません。

以下では、宇宙関連発明の特許取得と特許権行使について説明します。

1. 宇宙関連発明の特許取得

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）27条（1）¹では、原則として全ての技術分野の発明について特許を付与すべきことが定められています。

そのため、宇宙空間で使用する装置の発明であっても特許の対象となり、新規性・進歩性等の要件を満たしていれば、日本で特許を取得することができます。

2. 宇宙関連発明の特許権行使

一方で、宇宙空間において他人が当該発明を実施した場合に、日本の特許権を行使できるかについては別途検討が必要です。

特許権についての属地主義の原則によれば、日本の特許権の効力は日本の領域内においてのみ認められます（最高裁平成12年（受）第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）。

他方、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（宇宙条約）2条では、「月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない。」と規定されています。

したがって、宇宙空間は特定の国家の領域に属しないため、宇宙空間において侵害品が使用されたとしても、そのことのみをもって日本の特許権侵害が成立するとはいえません。

もっとも、宇宙条約8条では、「宇宙空間に発射された物体が登録されている条約の当事国は、その物体及びその乗員に対し、それらが宇宙空間又は天体上にある間、管轄権及び管理権を保持する。」と規定されています。

この点、米国では、米国特許法105条（a）において、米国の管轄又は管理の下で、宇宙物体又はその部品について宇宙空間において生産され、使用され又は販売された発明は、米国内で生産され、使用され又は販売されたものとみなす規定が設けられています。そのため、宇宙空間における実施であっても、米国特許権の侵害が成立する可能性があります。

これに対し、日本の特許法には、米国特許法105条（a）に対応する規定がないため、日本の特許権についても同様に考えることはできません。

国際宇宙ステーション（ISS）に関する取り決めである「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」（国際宇宙基地協力協定）21条2項第1文では、「本条の規定に従うことを条件として、知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。」と規定されています。

また、日本の特許法26条では「特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。」と定められています。

そのため、ISSの日本実験棟「きぼう」における発明の実施については、日本国内で行われたものと評価され、

〈脚 注〉

¹ TRIPS 協定 第27条 特許の対象

(1) (2) 及び (3) の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第65条(4)、第70条(8) 及びこの条の(3) の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

（注） この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

日本の特許権侵害が成立する可能性があります。

もっとも、国際宇宙基地協力協定は、日本特許法26条にいう「条約」には該当しないとする見解もあります²。

また、ISS以外の宇宙物体における実施については、上記規定を直接適用することはできません。

なお、宇宙空間に打ち上げる前の段階における、日本国内での侵害品の製造、使用、譲渡（販売）、輸出、譲渡等の申し出については、日本の特許権侵害となります。

また、輸入については、国際宇宙基地協力協定21条6項³により、ISSとの間を移動中の物品の一時的な存在については特許侵害の対象とならないとされています。そのため、ISSへ輸送するための輸入については、特許権侵害に当たらないと考えられます。

宇宙空間における侵害品の使用行為それ自体については、上述したとおり、日本の特許権侵害が成立しないと考えられます。

しかし、近年の最高裁判例では、インターネットを介して国境を越えて構築されるシステムについて、行為や構成の一部が国外に存在する場合であっても、全体としてみて実質的に日本国内における実施と評価できるときは、日本の特許権の効力が及び得るとの考え方が示されています⁴。

この考え方を踏まえると、宇宙空間で動作する装置であっても、日本国内の地上設備との通信や制御を含むシステムとしてクレームを構成できる場合には、日本の特許権侵害が成立する余地があると考えられます。

どのようなクレームを構成できるかは個々の事案によって異なりますので、詳しくは弊所の弁理士・弁護士にご相談ください。

3. 経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度

さらに、宇宙関連技術については、特許出願に際して経済安全保障上の規制にも注意が必要です。

令和6年5月1日から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障

推進法）に基づく特許出願非公開制度が開始されています⁵。

本制度では、保全審査の対象となる25の特定技術分野が定められており、その中には宇宙関連分野として、

- ・ 固体燃料ロケットエンジンに関する技術
- ・ 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術
- ・ 宇宙航行体の観測・追跡技術

が含まれています。

これらに該当する発明については、原則として外国出願よりも先に日本で出願（第一国出願）しなければならない場合があります（経済安全保障推進法78条1項本文）。

外国出願禁止規定に違反した場合、刑事罰の対象となる可能性もありますので⁶、注意が必要です。

4. まとめ

- ・ 宇宙空間で使用する装置の発明であっても、日本で特許を取得することは可能です。
- ・ 他方、宇宙空間は特定の国家の領域ではないため、日本の特許権をどこまで行使できるかについては未解決の問題が多いですが、ISSの日本実験棟「きぼう」での実施や、日本国内の地上設備と連携するシステムについては、日本の特許権の効力が及ぶ余地があります。
- ・ 宇宙関連技術の一部については、経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度にも注意が必要です。

〈脚 注〉

² 伊藤健太郎「宇宙で実施される発明の特許による保護」別冊特許22号（2019年）215頁（<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3410>）

³ 国際宇宙基地協力協定 第21条 知的所有権

⁴ 地球上の地点と参加国又はESAによって登録される宇宙基地の飛行要素との間を移動中の物品（飛行要素の構成物を含む。）の他の参加国の領域における一時的な存在は、それ自体では、当該他の参加国における特許侵害についての手続の基礎とはならない。

⁵ 最高裁令和5年（受）第2028号同7年3月3日 第二小法廷判決・判例タイムズ1535号101頁

「電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。」

⁶ 本ニュースレター74号の「特許入門」参照（<https://www.oslaw.org/newsletter/074.pdf>）

⁷ 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ&A（第3版）」（令和8年3月27日）（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_qa.pdf）Q8-8

特 先行した政令処分と同一用量の被告製品に対する後行の政令処分に基づく延長登録の効力 大阪地裁令和8年3月3日判決 (令和7年(ワ)第10786号、令和7年(ワ)10790号 特許権侵害差止請求事件)>>請求棄却

原告は、発明の名称を「腹部不快感の処置のためのプロスタグランジン誘導体」とする特許第4889219号を含む2つの特許権（「本件特許権」）の専用実施権者である。本件特許権は、分量が異なる原告製品24 μ gと同12 μ gをそれぞれ対象の物とする2つの政令処分（「本件24 μ g処分」、「本件12 μ g処分」）を理由とする延長登録（「本件24 μ g延長登録」、「本件12 μ g延長登録」）がなされている。原告は、本件24 μ g延長登録による延長期間は既に終了していることを前提としつつ、本件12 μ g延長登録によって延長された本件特許権の効力が、原告製品24 μ gの後発医薬品である被告製品にも及ぶとして、その生産・譲渡等の差止め等を求めた。大阪地裁は、「延長登録の理由となった政令処分の対象となった物と、権利行使の対象製品との間に、上記特定要素（注：成分、分量、用法、用量、効能及び効果）につき何らかの異なる部分があったとしても、当該部分が僅かな差異又は全体的にみ

て形式的な差異にすぎないときは、権利行使の対象製品は、延長登録の理由となった政令処分の対象となった物と実質同一として、延長された特許権の効力が及ぶ」としつつ、「医薬品に係る同一の特許権について、複数の政令処分を理由とする延長登録がされている場合、…少なくとも、先行する延長登録の理由となった政令処分の対象とする物と成分、分量、用法、用量、効能及び効果として同一の物は、後行する延長登録の理由となった政令処分の対象とする物と実質同一ではなく、その生産・譲渡等にまでは効力が及ばないものとして解されるべきである」と判示した。その上で、本件12 μ g延長登録によって存続期間を延長された本件特許権の効力は、「原告製品24 μ gとの同一性に係る上記一事をもって、少なくとも、被告製品は原告製品12 μ gと実質同一ではなく、その生産・譲渡等にまで…及ばないというべきである」として、原告の請求を棄却した。（1頁の巻頭論文も参照）

特 方法クレームの間接侵害の成否 東京地裁令和8年4月15日判決 (令和6年(ワ)第70583号 損害賠償等請求事件)>>請求棄却

本件は、スマートフォン用日本語入力アプリ「Simeji」に搭載されたキー背景の着せ替え機能について、特許権者である原告らが、当該機能が自己の方法の発明に係る特許権を侵害するとして、アプリ提供者である被告バイドゥ株式会社に対し、特許法101条4号及び5号に基づく間接侵害を理由として損害賠償及び不当利得返還を求めた事案である。東京地裁は、「一太郎」事件（知財高判平成17年（ネ）第10040号同年9月30日特別部判決）を参照し、特許法101条4号及び5号が対象とする「その方法の使用に用いる物」とは、その物自体を利用することによって特許発明に係る方法を実施することが可能な物を意味し、そのような物の生産に用いられる物までは含まれないと解すべきであると判示した。そして、本件において利用者は、被告製品であるアプリをスマートフォン等にインストールし、そのスマートフォン等上でアプリを起動して本件機能を利用しているの

は、被告製品をインストールしたスマートフォン等であると認定した。その上で、被告製品であるアプリは、当該スマートフォン等の生産に用いられる物にすぎず、特許法101条4号及び5号にいう「その方法の使用に用いる物」には該当しないと判断した。また、原告らは、プログラムも「その方法の使用に用いる物」に含まれるべきであることや、物の発明と方法の発明とで保護範囲を異ならせるべきでないことなどを主張したが、東京地裁は、プログラムは物の発明として保護対象となり得るものであり、出願人が方法の発明として権利化を選択した以上、物の発明と方法の発明とで間接侵害の成立範囲が異なることは当然であるとして、これらの主張を排斥した。以上より、被告製品の製造販売について特許法101条4号及び5号の間接侵害は成立しないとして、東京地裁は、技術的範囲への属否、無効理由、損害額及び消滅時効等のその余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求をいずれも棄却した。

商 建物の一部に関する立体商標の識別力 知財高裁令和8年2月26日判決
(令和7年(行ケ)第10095号事件 審決取消請求事件)>>請求棄却

本件は、拒絶査定不服審判の請求不成立審決に対する取消訴訟である。原告が、36類「建物の売買」及び37類「建設工事」を指定して出願した「基礎コンクリート及び水切り部の立体商標」(右図)について、商標法3条1項3号の該当性が争われた。知財高裁は、立体商標について登録を受けることができる場合があるとしつつも、「商品の形状は、多くの場合、商品に期待される機能をより効果的に発揮させることや、商品の美観をより優れたものとする等との目的で選択されるものであって、直ちに商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識として用いられるものではない。」「商品の形状を見る需要者の観点からしても、商品の形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美観を際立たせるために選択されたものと認識するのであって、商品の出所を表示し、自他商品を識別するために選択されたものと認識する場合は多くない。」等と言及

した。そのうえで、「本願商標は、その構成や、上記のとりの住宅一般についての知識等を踏まえると、上面視四角形の周縁表面に石調の模様を施した住宅建物の基礎相当部分(水切り状の部分及び立ち上がり部分)を表してなるものと理解できる。」と判示し、本願商標が建物の基礎部分の機能又は美観に資することを目的とした立体的形状に過ぎないとして、商標法3条1項3号に該当すると判断した。なお、原告は、その特徴的な形状から、本願商標に接する需要者が美観のためのものと認識することはあり得ないと主張したが、知財高裁は、本願商標の指定役務に係る需要者は住宅購入等を検討する専門的な知識を有さない一般消費者を含むため、単に美観に資する形状と認識されるに過ぎないと判断した。

【本願商標】

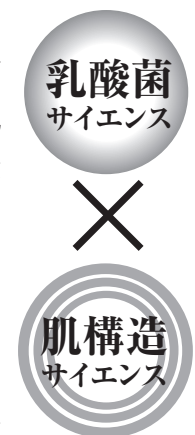


商 「×」表示を含む結合商標における要部抽出の可否 知財高裁令和8年4月15日判決
(令和7年(行ケ)第10098号 審決取消請求事件)>>請求認容

本件は、拒絶査定不服審判における請求不成立審決の取消訴訟である。本願商標「乳酸菌サイエンス×肌構造サイエンス」(指定商品：化粧品、せっけん類)と、引用商標「肌構造サイエンス」との商標法4条1項11号該当性が争われた。争点は、結合商標において「肌構造サイエンス」の部分のみを要部として抽出し、引用商標との類否を判断できるかである。審決では、「乳酸菌サイエンス」と「肌構造サイエンス」は「×」記号により区切られており、「肌構造サイエンス」の部分は独立した出所識別機能を有する要部であるとして、本願商標は引用商標と類似すると判断した。これに対し、知財高裁は、本願商標は、上下に配置された同一サイズの円図形内に「乳酸菌サイエンス」と「肌構造サイエンス」を表示し、外観上まとまりよく一体的に把握されると認定した。また、「×」記号から「掛け合わせる」との意味が生じ

ることから、本願商標全体として「乳酸菌に関する科学的知見と、肌の構造に関する科学的知見とを、掛け合わせた」商品との観念が生じるとした。さらに「乳酸菌サイエンス」の部分からも独自の称呼及び観念が生じるため、「肌構造サイエンス」の部分のみが支配的印象を与えるとはいえないと判断した。そして、近年、コラボ商品等において複数のブランド名を「×」で結合する表示が広く用いられている取引実情も考慮しても、本願商標は全体として類否判断すべきであるとした。その結果、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれはないとして、両商標は非類似であると判断し、審決を取り消した。

【本願商標】



本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。

「Oslaw News Letter」第80号

■編集・発行 / 大野総合法律事務所

■発行日 2026年7月31日

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北コビル17F(丸の内オアソ内) TEL:03-5218-2330(代表)

大野総合法律事務所 Web Site
<https://www.oslaw.org/>